

各 法人代表者 様

枚方市福祉部福祉指導監査課長

社会福祉法人の会計基準の移行状況調査及び財務諸表にかかる
留意事項について（依頼）

日頃は、本市の福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 7 月 27 日付け「社会福祉法人会計基準の制定について」（雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号 厚生労働省 3 局長連名通知）により定められた「社会福祉法人会計基準」（以下「新会計基準」という。）については、平成 26 年度までの経過措置が終了し、平成 27 年度より全ての社会福祉法人が新会計基準の適用となりました。

今般、新会計基準への移行状況を確認いたしたく、別紙調査票について、必要事項を記載の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

また、平成 26 年 5 月 29 日付けで「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」（雇児発 0529 第 13 号、社援発 0529 第 4 号、老発 0529 第 1 号 厚生労働省 3 局長連名通知）により、貸借対照表及び収支計算書の所轄庁への提出方法が改正されている点についても改めて周知いたしますので、ご留意願います。

記

1 新会計基準への移行状況調査について

- (1) 調査内容：別紙「社会福祉法人 新会計基準移行状況調査票」による
- (2) 期 限：平成 27 年 4 月 30 日
- (3) 送 付 先：枚方市福祉部福祉指導監査課

メールアドレス fshidou@city.hirakata.osaka.jp

F A X 0 7 2 - 8 4 1 - 1 3 2 2

2 貸借対照表及び収支計算書の提出にかかる留意事項について

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」通知の「第 2. 主な改正内容等の 1 現況報告書の様式改正について」（別添参照）により、貸借対照表及び収支計算書については、平成 27 年度提出分（平成 26 年度決算）より、全ての法人からエクセル形式による電子ファイルでの提出を求めるとされています。

つきましては、平成 26 年度の財務諸表を作成の際は、適用されている会計基準にかかわらずエクセル形式による電子データを作成するようよろしく願います。

※本通知及び調査票は下記ホームページに登載しております。

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/shafuku-top/tuutibunsho.html>

枚方市福祉指導監査課メールアドレス fshidou@city.hirakata.osaka.jp
FAX番号 072-841-1322

枚方市福祉部福祉指導監査課 あて

社会福祉法人 新会計基準移行状況調査票

社会福祉法人名	
担当者名	
電話番号	

○新会計基準への移行時期について該当する欄に○を入れてください。

年度	
平成 24 年度	
平成 25 年度	
平成 26 年度	
平成 27 年度	

枚方市 福祉部 福祉指導監査課
電 話：072-841-1467 (直通)
F A X：072-841-1322 (直通)
担 当：宇治原